

1 計画の目的

「文字・活字文化振興法」や「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」に基づき、市民の読書活動の振興を図ります。またその土台となる図書館については、図書館法に基づく文部科学省告示「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」等を踏まえ、図書館の課題を明らかにし、運営の改善を図ることを目的としています。

2 これまでの経緯

多摩市立図書館の長期事業計画である「多摩市読書活動振興計画」は、令和3（2021）年3月に計画期間終了を迎えましたが、当時中央図書館開館に向け準備を進めていること、また、地域館の大規模改修を控えている中で不確定要素が多いことから、改定は中央図書館開館後といたしました。また改定にあたっては、もう一つの個別計画である「多摩市子どもの読書活動推進計画」と一本化した計画とすることとしました。

この2つの計画を統合することで、従来の両施策を相互に補完し、子どもから大人まで切れ目なく読書活動の振興を一体的かつ実効性のあるものとして推進していくことを目指しています。

多摩市読書活動振興計画

（平成28（2016）年5月策定）

- ・平成23（2011）年に決定した多摩市立図書館の基本方針・運営方針を基本目標として策定
- ・取り組み内容を毎年度の多摩市立図書館事業計画で具体化し実施

第三次多摩市子どもの読書活動推進計画

（平成30（2018）年3月策定）

- ・主に18歳以下の市民を対象とし、読書環境の充実、読書活動の推進に取り組む
- ・推進連絡会、小・中学校連絡会、市民ボランティア連絡会、庁内連絡会を設置し、連絡調整、進行管理等を実施

「第二次多摩市読書活動振興計画」（令和7（2025）年策定）

- ・読書活動の振興を図るとともに、その土台となる図書館について運営の向上を図る
- ・2つの計画を統合し、従来の両施策を相互に補完し、子どもから大人まで切れ目なく読書活動の振興を一体的かつ実効性のあるものとして推進していく
- ・新たに多文化サービスや読書バリアフリー、高齢者サービスへの対応、若者の利用促進なども盛り込み、取り組み内容を毎年度の多摩市立図書館事業計画で具体化し実施

3 計画の位置づけと計画期間

本計画は、「多摩市総合計画」と教育振興の基本計画である「多摩市教育振興プラン」を上位計画とし、市民の読書活動や学びの振興を図り、その土台となる図書館について整理した個別計画として位置づけられるものです。本計画の計画期間は令和7（2025）年～令和11（2029）年度です。

第六次多摩市総合計画（まちづくりに関する総合計画）

政策C 地域で学び合い、活動し、交流しているまちの実現
施策5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

関連する施策

- 政策A 子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまちの実現
施策6 確かな学力をはぐくむ教育の推進
- 政策B 支え合いのなかで、いつまでも安心して暮らせるまちの実現
施策4 障がい者（児）が安心して暮らせるまちづくり

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）

（学校・教育に関する計画）

第二次多摩市読書活動振興計画（本計画）

関連する市の計画

- ・第4次多摩市生涯学習推進計画
- ・第二次多摩市特別支援教育推進計画
- ・第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画
- ・多摩市障がい者（児）福祉計画 など

根拠法（抜粋）

- ・図書館法
- ・文字・活字文化振興法
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律
- ・学校図書館法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- ・著作権法

関連する国の計画、都の計画・条例（抜粋）

- （国）
- ・第4期教育振興基本計画
- ・第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
- ・第6次学校図書館図書整備等5か年計画
- ・視覚障害者等の読書環境の推進に関する基本的な計画

（東京都）

- ・第四次東京子供読書活動推進計画
- ・東京都障害者・障害児施策推進計画
- ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例

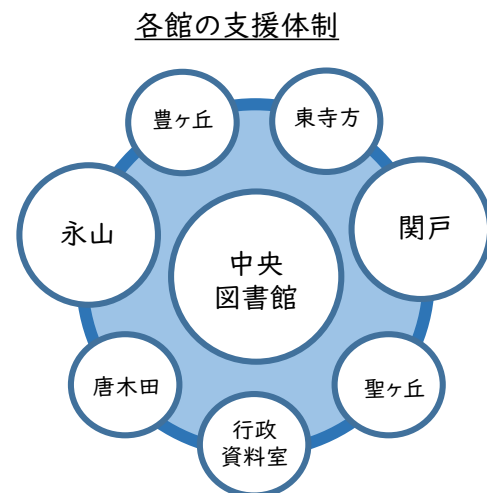


計画期間	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
総合計画		第六次多摩市総合計画（令和5～令和14年度）						
教育振興プラン		第二次多摩市教育振興プラン（令和2～令和11年度）						
図書館計画	多摩市読書活動振興計画							
				第二次多摩市読書活動振興計画				
				第三次多摩市子どもの読書活動推進計画				

4 各図書館の役割分担

図書館ネットワーク網の中核となる中央図書館を中心とし、サービスの機能をネットワーク化し、中央図書館は直接サービスの提供とともにバックヤード機能を担い、分館を支援する体制を構築します。その時々ニーズや課題にあわせて、各館を使い分けできるような図書館サービスを提供していきます。

中央図書館
「豊富な蔵書」、「多様な読書環境」によるフルサービス
駅前拠点図書館（関戸・永山）
「駅前」の利便性を生かしたサービス
地域図書館（東寺方・豊ヶ丘・聖ヶ丘・唐木田）
「地域図書館」として地域に向き合うサービス
行政資料室
「行政資料」に特化したサービス

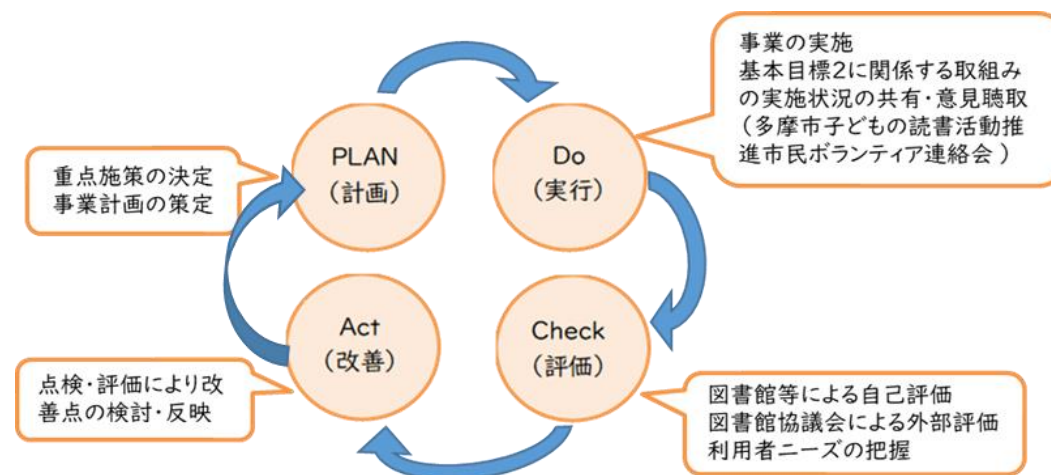


5 多摩市立図書館の課題

1. 世代や障がい、性別、人種や国籍など多様な背景をもつ人々の読書や必要な情報を入手できる環境の充実
2. 未利用者への働きかけ、情報発信及び提供の強化
3. 子どもの読書や学習、居場所
4. 蔵書（電子書籍を含む）の充実、活用と適正管理
5. 市民の課題解決のためのデータベース等、図書館資料の利活用の促進
6. 図書館ごとの特徴を生かした魅力化、ニーズの把握
7. ICTの活用、DXの推進
8. 市民協働の促進、担い手の養成
9. 職員の育成
10. 試行で運営している図書館（東寺方・唐木田図書館）の運営方法の検証
11. 施設の老朽化

6 計画の進行管理・評価

多摩市図書館協議会（学識経験者、関係機関、市民公募委員等で構成）に、各年度において事業計画実施状況及び本計画の達成状況を報告・評価等を行い、PDCAサイクルで取組を推進していきます



7 計画の体系（基本理念・基本方針）

基本理念

市民の「読む」「知る」「学ぶ」を支援し、自ら考え、共に課題を解決できる、心豊かな地域を育みます
～「知の地域創造」の実現へ～

基本方針

基本理念の実現を目指し、次のとおり4つの基本方針を定めました。
また、基本方針の下に22の施策を定めました。（次ページ参照）

- 基本方針1 だれもが使える図書館
- 基本方針2 一人ひとりの子どもに寄り添うサービス
- 基本方針3 市民のしらべるを支え、役立つ図書館
- 基本方針4 持続可能な図書館の管理・運営体制の充実と強化

8 計画の体系（施策）

基本方針1 だれもが使える図書館

施策1-1 だれもが利用しやすい環境の整備	世代や障害、性別、人種や国籍など多様な背景がある人々の読書環境や必要な情報を入手できる環境を整備します
施策1-2 図書館情報の発信や入手支援	読書や個人の課題、地域課題の解決に役立つ図書館の利用方法や情報の入手方法について支援します
施策1-3 若者の図書館利用の促進	図書館利用が少なくなる若者世代に読書や学習について支援するため、読書の楽しさや図書館の魅力を伝える取組みを実施し、利用促進を図ります
施策1-4 高齢者サービスの充実	高齢になっても読書や学習、必要な情報が入手できるよう、高齢者向け資料の充実を図るとともに利用しやすい環境やサービスを提供します
施策1-5 多文化サービスの充実	日本語を母語としない方が図書館で読書や情報入手ができるよう外国語資料の充実を図るとともに情報発信を行います。資料の充実や情報提供により多文化共生の理解促進を図ります
施策1-6 読書バリアフリーの推進	通常の印刷文字による読書が困難な方や図書館に来館して利用することが困難な方、図書館の利用に特別な配慮が必要な方の読書や学習、図書館利用を支援します

【評価指標】

評価指標	令和6年度実績	令和11年度末の目標
0～5才の利用率（年度延べ貸出者数を年齢別人口で割った数値）	1.30	1.5以上
10代後半と20代の利用率	10代後半：1.63 20代：2.18	10代後半：2.0以上 20代：2.5以上
アクセシブル資料の蔵書数	8,938点（令和5年度）	13,300点

基本方針2 一人ひとりの子どもに寄り添うサービス

施策2-1 本に親しむ機会の充実	一人ひとりの子どもが生涯に渡って継続した読書活動を獲得できるよう、個々の発達段階や興味関心に合わせたイベント、楽しい読み聞かせなどに参加できる機会を作ります
施策2-2 子どもが自分から読みたくなる環境づくり	子どもが手に取りたくなる資料の収集や棚づくり、利用しやすく安心して過ごすことができる環境づくりを行います
施策2-3 一人ひとりの発達段階に合わせた適切なサービスの提供	発達段階や読書への関心及び経験値の差により、求められる資料案内やリテラシー教育は一人ひとり異なることを前提に、快適に読書や調べものを楽しめるように取り組みます
施策2-4 子どもに関わる施設・教育機関・団体・個人への協力・支援・連携	子どもに関わる施設や多摩市立小中学校以外の教育機関等での図書館資料の活用を推進するとともに、お互いに連携して、様々な角度から読書活動につながる事業を実施します
施策2-5 多摩市立小中学校への協力・支援・連携	図書館と学校図書館のシステムを連携し、学校図書館の蔵書構成を補い、また図書館訪問など学校全体の取組を支援します。学校図書館では、環境整備の向上を図るとともに、指導者同士の連携をとりながら、児童生徒の読書活動を支援します

【評価指標】

評価指標	令和6年度実績	令和11年度末の目標
「子どもと本を楽しみたい」という意識のある保護者の割合 ※1	91.5%	99%
1か月に1冊以上の本を読んだと答える児童・生徒の割合 ※2	小学2年生・・・89% 小学5年生・・・80% 中学2年生・・・69% 高校2年生・・・41%	小学2年生・・・95% 小学5年生・・・90% 中学2年生・・・80% 高校2年生・・・75%
多摩市立小中学校への調べ学習支援への対応件数（延べ）	小学校（17校）287件 中学校（8校）53件	小学校（17校）300件 中学校（9校）60件

※1 1歳6か月健診及び3歳児健診受診対象者

※2 小学2年生は読書を「好き・どちらかといえば好き」と答える児童・生徒の割合
手に取り、少しでも読み進めたものを含む。ただし、雑誌、マンガは除く

基本方針3 市民のしらべるを支え、役立つ図書館

施策3-1 電子資料を含めた蔵書の充実と活用促進	紙媒体の蔵書を充実させるとともに、電子書籍のコンテンツを増やし、電子図書館の利用を促進します
施策3-2 多様な情報源を活用した レファレンスサービスの提供・充実	情報や資料に利用者が容易にたどり着くことができるよう、多様な媒体によるレファレンスサービスを提供します
施策3-3 地域資料等の活用による 課題解決支援や地域文化の継承	地域の課題解決や地域文化を継承するため、地域資料の収集・整理・保存・提供を進めます
施策3-4 読書活動に関心を高めるための事業の実施	図書館をあまり利用しない市民も対象とした読書や図書館への関心を高めるためのイベントを市民や近隣施設等とも連携し実施します
施策3-5 読書活動に取り組む団体の協力・支援・連携	地域で読書活動に取り組む団体等に対し、読書活動に必要な資料や活動する場所の提供など、必要な支援や連携を行います
施策3-6 各図書館の地域性を活かしたサービスの提供	その時々ニーズや課題にあわせて、各館の特徴や立地などを生かし、使い分けできるような図書館サービスを提供していきます

【評価指標】

評価指標	令和6年度実績	令和11年度末の目標
外国語資料（電子書籍を含む）所蔵数	紙：7,367冊 電子書籍：334点	紙：8,000冊 電子書籍：500点
レファレンス協同データベースのレファレンス事例公開件数	189件	220件
多摩市電子図書館閲覧回数（月平均）	3,308回	3,800回
多摩市デジタルアーカイブコンテンツ件数	3,226件	3,300件

基本方針4 持続可能な図書館の管理・運営体制の充実と強化

施策4-1 各館の機能強化・運営体制の整備	図書館のネットワークを深化させることで均質なサービスを提供し図書館全体の機能強化、効果的な運営体制を整備します。老朽化対応などに合わせサービスの再検討をします
施策4-2 ICTの活用によるサービス向上・効率化	生成AIなどのICT技術を活用した新しい技術やDXについて情報収集を行い、より利用者の利便性や作業の効率化を図れるよう検討し、サービスの向上を図ります
施策4-3 ボランティア活動の促進	読書振興や図書館等の施設に関わるボランティアの活動を促進し、市民の読書や学びへの関心を深めます
施策4-4 職員の専門性向上と関係機関との情報共有の促進	市民の調べものや基本的な問い合わせに適切に対応できる、また高度なレファレンスに答えられる職員の育成を図ります
施策4-5 市民ニーズの把握・反映	利用者懇談会やアンケート等を行い、図書館サービスについて市民の要望やニーズを把握し、事業の改善に役立てます

【評価指標】

評価指標	令和6年度実績	令和11年度末の目標
市民及び市民団体との協働イベント協力者数	14人	24人（延べ）
市民団体による活動室利用回数／利用団体登録数	80回／66団体	100回／70団体
職員研修派遣・実施回数（派遣研修を含む）／参加人数	35回／337人	35回／340人